

人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

実習型雇用支援事業

＜未経験者等の雇用に関する助成制度＞

発行元：社会保険労務士 山口事務所
 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-26-5
 金子ビル 4F
 TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763
 E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp
 URL：http://www.ys-office.co.jp

「緊急人材育成・就職支援基金」による事業として、十分な技能・経験をもたない求職者をハローワークの職業紹介を通じて実習型雇用により受け入れ正規雇用へとつなげる事業主に対し助成を行う「実習型雇用支援事業」という制度があります。今回は比較的助成額の大きい当制度をテーマに取り上げ、制度の内容、要件等について解説します。

1. 実習型雇用支援事業とは

原則として6ヶ月間の有期雇用として求職者を受け入れ、実習・座学(OFF-JT)を通じて自社のニーズにあった人材に育成し(=実習型雇用)、正規雇用へとつなげる事業主に対する支援制度です。

制度利用の流れは下記のとおりです。

- ①ハローワークに「実習型雇用」の求人申込を行う。
↓
- ②ハローワークの紹介により人材を採用し、採用後2週間以内に実習計画書を提出する。
↓
- ③原則6ヶ月の有期雇用による実習型雇用を実施する。
*この間について、「実習型雇用助成金」「実習型試行雇用奨励金」(月10万円)が支給されます。
↓
- ④正規雇用し、教育訓練を実施する。
*「正規雇用奨励金」(1人100万円)、「教育訓練助成金」(最高1人50万円)が支給されます。

2. 実習型試行雇用奨励金・実習型雇用助成金

ハローワークの紹介により雇い入れた従業員と有期契約(原則6ヶ月)を結び、実習型雇用を実施した事業主に対して、以下の助成金が支給されます。

■実習型試行雇用奨励金

対象者1人につき雇入日から月額4万円が最長3ヶ月支給されます。

■実習型雇用助成金

対象者1人につき雇入日から最初の3ヶ月は月額6万円、4ヶ月目～6ヶ月目は月額10万円が支給されます。

国から支給される奨励金と基金から支給される助成金とで2つに分かれますが、要は有期雇用の6ヶ月間は月額10万円の助成が受けられるとお考えください。申請期限は実習型雇用終了後1ヶ月以内です。通常、ハローワークの担当者から申請について事前に案内があります。

3. 正規雇用奨励金

上記の実習型試行雇用奨励金と実習型雇用助成金を受給した事業主が、実習型雇用終了後1ヶ月以内に対象者を期間の定めのない常用雇用として雇い入れた場合に1人あたり最大100万円が支給されます。

この奨励金は常用雇用後すぐに受給できるというわけではなく、常用雇用から半年経過後に50万円、さらに半年経過後に50万円が支給されます。一定期間(1年)職場に定着した場合に1人あたり満額の100万円が受け取れるという内容になります。

4. 教育訓練助成金

実習型試行雇用奨励金・実習型雇用助成金を受給した事業主が常用雇用した対象者に対して、さらに必要な知識、技能を身につけさせるため教育訓練を実施した場合に対象者1人あたり50万円を上限に助成金が支給されます。

【教育訓練の主な要件】

- ・教育訓練計画を策定し、教育訓練の内容、目標、実施期間、能力評価の方法等を定めること。
 - ・教育訓練開始前に教育訓練計画書を提出すること
 - ・実習と座学(OFF-JT)が組み合わされていること
- 支給額は以下のとおりです。

■座学(OFF-JT)

- ・1日3時間以下の場合 1日1人あたり2,000円
- ・1日3時間超の場合 1日1人あたり4,000円

■実習(OJT)

- ・1人につき1時間600円(1日3,000円が上限)
- 申請期限は教育訓練終了後1ヶ月以内です。

5. 申請にあたっての留意点

- ・実習型雇用開始前6ヶ月以内に会社都合(退職勧奨含む)の退職者を出している場合は受給できません。
 - ・始めから正規雇用として雇い入れることを前提としている場合も対象外です。
 - ・常用雇用にあたっては、週労働時間を30時間以上に設定することが必要です。
 - ・予算見直しに伴い、平成22年4月以降制度自体が変更または廃止される可能性があります。
- まずは求人票の提出が必要です。ご不明な点等ありましたら、山口事務所までお問い合わせください。

— 今月の主な労務・税務関連手続き —

- ・(給与計算)年末調整
- ・(社会保険)賞与支払届の提出

● コラム ●

【年末年始休業のお知らせ】

12月29日(火)～1月3日(日)までお休みさせていただきます。年始は1月4日(月)より業務開始となります。来年は労働法改正に伴う実務対応における各種ご提案、人事労務に関するタイムリーな情報提供、アドバイスの質向上に注力し、皆様の事業の発展に貢献できるよう努めてまいります。今後ともよろしくお祈いします。(山口)